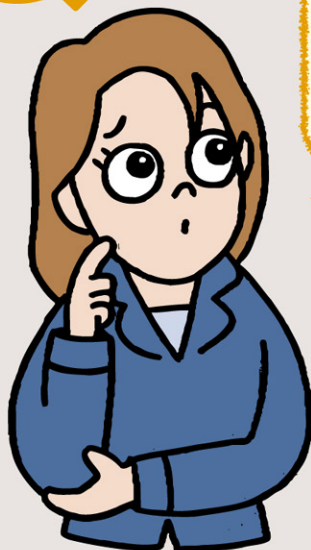


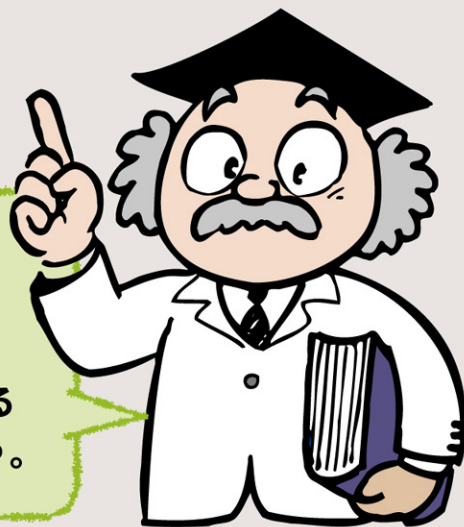
# 事業計画は誰が申請できるの？

# Q



**「地域産業資源活用事業計画」は誰が申請できるん？**

# A



「地域産業資源活用事業計画」の申請ができるのは、次の(1)、(2)に掲げる中小企業及び組合等じゃ。

## (1) 中小企業者として対象となる会社と個人

業種分類	基準
製造業、建設業、運輸業など	資本金3億円以下 または 従業員数300人以下
ゴム製品製造業の一部	資本金3億円以下 または 従業員数900人以下
卸売業	資本金1億円以下 または 従業員数100人以下
サービス業(下記以外)	資本金5千万円以下 または 従業員数100人以下
ソフトウェア業・ 情報処理サービス業	資本金3億円以下 または 従業員数300人以下
旅館業	資本金5千万円以下 または 従業員数200人以下
小売業	資本金5千万円以下 または 従業員数50人以下

## (2) 中小企業者として対象となる組合及び連合会

組合及び連合会	中小企業者となる条件
企業組合、協業組合、事業協同組合、事業協同小組合、協同組合連合会、農業協同組合、農業協同組合連合会、農事組合法人、漁業協同組合、漁業協同組合連合会、水産加工業協同組合、水産加工業協同組合連合会、森林組合、森林組合連合会、商工組合、商工組合連合会、商店街振興組合及び商店街振興組合連合会	特になし
生活衛生同業組合、生活衛生同業小組合、生活衛生同業組合連合会、酒造組合、酒造組合連合会、酒造組合中央会、酒販組合、酒販組合連合会、酒販組合中央会、鋳工業技術研究組合	直接または間接の構成員の2/3以上が中小企業であること